

官のコスト把握に関する実務的課題について

【コスト把握の前提となる資料】

コスト把握の前提となる資料は以下のとおり。

- 「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」

(平成 18 年 12 月官民競争入札等監理委員会決定)

<http://www5.cao.go.jp/kanmin/shishin/shishin2-200612.pdf>

- 「官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針」

(平成 18 年 12 月官民競争入札等監理委員会決定)

<http://www5.cao.go.jp/kanmin/shishin/shishin3-200612.pdf>

- 地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書

—「行政コスト計算書」と「各地方公共団体全体のバランスシート」—

(平成 13 年 3 月総務省自治財政局)

<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/cost.html>

上記資料を利用してコスト把握をするにあたり実務的に問題となりうると考えられる項目を以下に列挙する。

【実務的に問題となりうる項目】

- 間接部門の整理

行政機関によって組織構造が異なるため一概には言えないが、一般的には会計課の出納、契約、物品管理、予算執行、決算の各係、人事課の給与係、総務課の文書係、情報システム課の整備管理係等に相当する課室が間接部門に含まれる。

含めるべき費目は、人件費、物件費、委託費及び退職給付費用とする。

- 誰がコスト計算を行うのか

コスト計算は、コストを把握している事業所管課自体によって行われる。計算したコストは、第三者機関によってチェックされるので、公平な入札は十分担保されるものと考えている。

○ 人件費の単価

情報開示の局面においては、人件費は実績ベースで算定し、開示することになる。

官民競争入札における官の入札額の算定局面においては、実際に配置が予定される人員にかかる人件費を算定することになる。

○ 間接部門費の考え方

事業実施部門の事務・事業を支える部門すなわち間接部門で要した経費と考える。

具体的な算定方法は、「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」に示すとおり。

○ 起債償還金等の考え方

官民いずれが落札した場合でも、資金調達の費用を負担するのは官であり、資金調達費用に官民間の競争条件の不均一は生じないことになる。

したがって、起債償還金等の資金調達コストは、コストに含めないものとする。

○ 人件費の取扱い

事業実施部門において入札の対象となる事務・事業に直接従事している職員に関する人件費を算定する。具体的な算定方法は、「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」に示すとおり。

○ より簡易なコスト算定方法の開発

「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」及び「官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針」の策定においては、官のコスト計算に必要となる最小限の費目を実務的に算定可能な方法で算定する方法となるべく最大限努力をしたところである。

事務局としても、より簡易なコスト算定方法を検討し続ける。